

第31回 総会議事録

日 時 令和4年11月14日(月) 13時15分

場 所 山形市庁舎 10階 1002会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 俊嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鐘水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
欠	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第31回総会（定例）

日 時：令和4年11月14日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 1002会議室

山形市農業委員会

第31回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第136号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第137号 農地法第5条の規定による許可申請について

議題138号 農用地利用配分計画案について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第5条届出書受理通知書の返戻について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(6) 農地改良届出書の受理について

(7) 農地改良完了報告書の提出について

(8) 農地法第5条の規定による許可について

(9) 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和4年12月13日（火）

(2) 次回の委員調査について 令和4年12月 9日（金）

7 その他

- (1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等の一部改正について
- (2) 推進委員等の担当地区ごとの最適化目標の設定について
- (3) 令和5年度山形市賃借料情報について
- (4) 事務取扱要領の見直しについて

8 閉 会

第31回総会議事録

(令和4年11月14日(月) 市庁舎10階 1002会議室)

出席委員 23名
欠席委員 1名
開 会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、15番新関委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数23名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は農地利用最適化推進委員の滝山地区担当三浦覚委員、南山形地区担当本沢喜美夫委員、大郷地区担当丹野菊男委員、高瀬担当石山広義委員が出席しております。山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、3番高橋委員、4番井上委員をお願いし、書記に武藤主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第136号農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。議長。議案書は1ページ、議第136号農地法第3条の規定による許可申請についてをお願いします。</p> <p>案件は2ページ58号から3ページ63号に記載した6件となります。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>58号は、高瀬地区上東山の田671㎡について、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。</p> <p>59号について村木沢地区村木沢の畑1,921.83㎡につい</p>

て経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。なお、譲渡人として記載している方は、[]に相続人不在となったため、[]に現在の登記名義人になっています。

60号について大曾根地区常明寺の畑2, 714㎡が親子での生前一括贈与になります。

3ページをご覧ください。

61号についてですが、同じ方になりますが大曾根地区常明寺の畑2, 794㎡ですが、譲受人の持つ分が9分の4ありますが、60号と同じく親子での生前一括贈与です。持ち分9分の5を贈与するものです。

62号と63号ですが、東沢地区新山の畑が1, 199㎡、田が905㎡が市外の方が所有権移転による経営拡張するものです。新たな所有者が市外の方の案件ですので委員調査を実施しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

なお、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

62号・63号について10番長澤委員・12番日下部委員から報告をお願いします。

長澤委員

10番長澤です。まず62号と63号についてですが、譲受人が同じ方で、譲渡人が隣同士の方ですので、同時に説明させていただきます。申請地は議案書記載のとおりです。まず62号ですが、譲渡人は[]の[]さん[]歳です。4筆の田んぼであります。高齢化による経営縮小であります。63号は譲渡人が[]の[]さん[]歳です。こちらも高齢化による経営縮小になります。どちらも所有権移転です。なお、63号の住所が[]とあるのは、現在[]さんは施設に入っているためこの住所になっております。譲受人は[]の[]さんであります。[]さんの住所は[]ですが[]にあります[]を経営しております。[]で[]も経営しております。

まず、譲受人が当該地に太陽光パネルの中間処理施設を建設したいと考えておりましたが、地域住民の反対もあり断念したとのことでした。申請地に隣接する山林や原野を購入しておりまして、今回購入する農地では蕎麦を栽培したいとのことでした。私共から見ると[]さんは会社経営が主だったものと思い、色々と質問させていただきました。田は17, 228㎡、畑の方は12, 033㎡、樹園地594㎡、合計29, 855㎡耕作しているとのことでした。耕作日数は250日で[]が190日、主に農作業は[]さん、これは[]の[]です。この方が中心になって農作業を行っているとのことでした。また、[]も手伝っているとのことでした。稲作は田のうち4, 000㎡ほど飼料米を作っており、畑では生菜、

枝豆、にんにく。樹園地ではさくらんぼを作っているとのことでした。今後この農地を取得した際は蕎麦を加えて営農していきたいとのことでした。農機具はトラクター、田植え機、耕運機、2tトラック、4tトラックがあるそうです。トラクターは主に■■■■に置いてありまして、必要な時に運ぶそうです。■■■■にはトラック2台を置いているそうです。通作距離は今申請地が自宅から■■■■、時間は■■■■ぐらいとのことでした。■■■■にきているので、結構近いとの話でした。売買価格ですが、62号については総額■■■■円、10a当たり■■■■円です。63号については総額■■■■円、10a当たり■■■■円です。収穫したものをどうするか聞いたところ刈り取ったものは■■■■の■■■■に頼んで乾燥脱穀してもらおうとのこと。できたものは■■■■で販売したいとのこと。収穫はだいたい135kgを見込んでいるとのことでした。11時から当該農地の確認をさせていただきました。参加したものは農業委員として私と日下部委員、地元の會田委員、後藤推進委員。事務局からは松本係長と田村主事。申請人の■■■さん、譲渡人の■■■さんです。説明を受けながら見させていただきました。全体的な農地の状況として、手前は小砂利まじりであり、転圧された状態でした。右奥は5cmほどのクローバーが植えられていた場所もありました。当該農地を示す、隣接地との間にポールとか境界杭が確定してなく、どこが申請農地なのか分かりませんでした。また、今回おおよその場所を譲渡人の■■■さんの了解を得て、スコップで掘って土の状況を確認させていただきました。その結果はなかなか土が固く掘るのが苦勞するような状況でした。このような状況の中、蕎麦を植えたとしても■■■さんが考えているような収穫はむずかしいと言わざるを得ません。このような状況に加え、この申請地は令和3年4月に農地改良完了届出が出ている場所に砂利や石まじりの土が埋められ、被さり、均した痕跡が見受けられます。いわゆる違反転用状態のように見えました。今回申請されたところに作場道があるはずですが、そこも均してどこに道があるのか分からない状態です。このようにすでに自らの土地のような扱いをしているのであれば、近隣の農地に不利益をあたえている状況にあると思われます。今回の申請では、まず、申請地がどこなのか把握できないこと、申請地が農業に適している状態とは言えないこと、違反転用ではないかと思われるような状態であること、今回はこのようなことから許可はできないのではないかと思います。補足説明は日下部委員、地元の會田委員、事務局からお願いします。以上です。

議 長

それでは12番日下部委員より補足ありましたらお願いします。

日下部委員

12番日下部です。今回の申請では、一度農地改良を完了している所に、再度砂利を敷いているということで、農地と認められるような土ではなく状態でした。特にスコップで掘ってみましたが、かなり固く農地とは思えない状態でした。もうひとつは譲渡人の■■■

	<p>さんが、境界が3mぐらい動いているのではないかとのことでした。境界杭のかわりにポールのようなものがあったのですが、そこでは無いと思うとのことです。したがって場所がはっきり特定できなく固い地面では農作物を育てることは難しいですし、許可できないのではないかと思いました。</p>
議長	<p>次に地元の會田委員より補足ありましたらどうぞ。</p>
會田委員	<p>19番會田です。この土地は不便性があった田んぼと畑を盛土して平らにして使いやすい農地へと改良したわけですが、地主さんは元々[]で今はもう[]ではないことになっていますが、その農地の周辺には地目が原野や山林も多く、今回の譲受人の辻さんが購入し、重機を入れて平らにした際に今回の譲渡人の農地にも掛かってしまった状況になったが一番問題なのかと思えます。誰がやったのかと聞いたところ[]さんが私がやったとおっしゃいましたので、誰が見ても農地では無く、固い土と砂利敷の土地に見えますので、農地ではないとのことから、許可すべきではないと思えます。</p>
議長	<p>次に事務局から補足ありますか。</p>
事務局	<p>ただいま會田委員より、[]さんが盛土したとありましたが、会うたびに[]さんの証言が変わります。これは私がしたわけではないとおっしゃったり、さきほどの會田委員に話したようにいたり、話す内容が変わりますので、特定することができない、原因者は推定するしかない状況です。もう1点ですが、皆様に[]から出されました[]がございます。中を見ていただきますと、この[]に[]の[]の話が突然降ってきました。[]の時に、この会社と経営者に不信感をいだいたとのことで、結局農地として購入してもその後転用したり勝手に使い始める可能性があるとのこと、[]としては、この会社及び経営者、その関係者が該当地に[]と[]とのことです。なお、[]は察するところですが、農地の影響というところは言及されていないということをおし添えておきます。</p>
議長	<p>それでは、皆様より、まずこの62号、63号案件について質問・意見などありませんか。</p>
草薙	<p>8番草薙です。地籍調査等が入っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>地籍調査は行っておりません。</p>
草薙委員	<p>8番草薙です。今回の申請に至った経緯とか分かる範囲でお聞きしたい。</p>

事務局	事務局としては、委員調査以外に譲渡人の■■■■さんから話を聞く機会がありました。■■■■さんは病気を患い元々■■■■に暮らしていたが、住所も移り、体調も思わしくなく、農地の場所も遠く、とても耕作できる状態ではなかったそうです。そこで譲受人がどういう方かわからないが購入すると言う話があった。なにも事情を知らないまま、使わない土地であるし、譲渡しても良いかと考えたそうです。今となればどういう方が買われるかキチンと話をすべきだったということをおっしゃっていました。
議長	その他ありませんか。 それでは本日出席の農地利用最適化推進委員が参加されていますので、意見等ございましたらお伺いします。
丹野委員	大郷地区の丹野です。農地の売買でよく売りたい方から相談されますが、今回10aあたり■■■■円と結構高い金額になっています。こういったこともあるので、おおまかな相場を話して良いものかどうかお聞きしたい。
事務局	金額に関しては、不動産鑑定士ではないので、差し控えていただきたいと思います。ただ、実例として近くの農地はこれ位だというのは良いですが、金額を誘導しないようにお気をつけていただきたいと思います。
議長	その他ありませんか。ないようですのでお諮りいたします。 はじめに、議第136号の第58号から第61号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	次に第62号、第63号案件について、調査委員によりますと■■■■以外の4筆については官地を含む隣地との境界が把握できず、許可農地の範囲が特定できない。原因者は特定できなかったようですが、現状は砂利混じりの土が敷かれ踏み固められた状態であり、営農計画どおりの蕎麦の栽培は困難な状態との報告でした。今回は現状が改善されたと確認出来るまで許可を保留したいと考えますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	全員異議なしと認め、議第136号農地法第3条の規定による許可申請について第58号から第61号は許可することとし、第62号、第63号について許可を保留することに決めます。
議長	次に進みます。

事務局	議長。
議長	事務局どうぞ。
事務局	次に進む前に、地元より要望書が出ています。この要望書についての取り扱いについてお諮りしたいのですが、ご意見等ありましたらよろしく願いいたします。
議長	それでは要望書について、皆さんより、意見をお聞きしたいと思います。ですが、まず、事務局案がありましたらご提示ください。
事務局	この要望書には農地といえますか、農業に関することに触れられていないことから、地元の農業委員である會田委員より、要望書提出者に詳しい聞き取りを行っていただき、次回の総会において内容についてご報告をお願いしたいと考えております。
會田委員	わかりました。
議長	では、要望書については次回の総会時に會田委員の報告後に取り扱いを決することにします。
議長	次に進みます 議第137農地法第5の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい。議長。 議案書は4ページ、議第137号農地法第5条の規定による許可申請についてをお願いします。 案件は5ページの27号、28号の2件です。位置図は6ページからになります。 位置図が細かくて判別できなかったもので、拡大したものを差し替えております。差し替え文書6ページ分をご覧ください。 27号ですが[]から[]へ[]に位置する南沼原地区長苗代の畑1,770㎡のうち309.67㎡を[]に伴う作業スペースと駐車場に利用するための一時転用になります。期間は令和5年4月28日までです。 次に差し替え文書7ページ分をご覧ください28号は[]から[]に位置します樫沢地区上樫沢の畑326㎡のうち186.36㎡、金石田の田648㎡のうち94.10㎡、同じく金石田の田3,447のうち68.24㎡、合計348.70㎡を[]がございまして、子供達が遊ぶ遊具が置いてあります。その[]の[]を行うための作業用通路と駐車場にするための一時転用です。期間は令和4年12月28日までです。

	<p>以上の2件につきまして、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。地元の農業委員であります小松委員と金子委員もなにかございますか。</p>
小 松 委 員	<p>14番小松です。ここは私の耕作地の近くであり、たしか基地局もあったなあという印象です。ただ道幅が狭いためトラックがすれ違うとき注意していただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは金子委員どうですか。</p>
金 子 委 員	<p>16番金子です。先ほど説明で [REDACTED] とありましたが [REDACTED] でございます。この案件につきましては、地域住民にも2～3回ほど説明がありまして、1戸あたりの拠出金も決まっております、地域の方の合意を得ての事業だと思っております。周りの方の反対もなく粛々と事業が進むものと思っております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。他にありませんか。</p>
丸 子 委 員	<p>9番丸子です。28号案件の一時転用ですが、シートを敷いて砂利で盛り上げるということでしょうか。</p>
金 子 委 員	<p>16番金子です。地元の工事なので、聞いたものですが、田なので鉄板をしき、あまり圧を掛けないようにするとお聞きしています。期間も短いので。</p>
事 務 局	<p>金子委員からあったように鉄板敷ですが、若干傾斜がございますので、ビニールシートを引いた上に高さ調整のため、山砂利を敷き、その上に鉄板を養生して、最終的に撤去する計画です。</p>
丸 子 委 員	<p>9番丸子です。よく鉄板を敷く計画を見るわけですが、今回のように山砂利を入れるのではなく、鉄板のみを敷くのは転用不要とか規制がどうなっているのかお聞きしたい。</p>
事 務 局	<p>農地として使えるか、農地として使えないかということが大きいと思います。鉄板を敷いて農地として使えないのであれば、今回のように一時転用となるかと思っております。鉄板だから許可がいらぬということではなく、慎重に取り扱っていきたいと思っております。</p>
丸 子 委 員	<p>9番丸子です。鉄板を敷く期間で決まるのか。</p>
事 務 局	<p>農地として利用できるかの判断ですので、例えば冬期間に鉄板を置いて作業するとかの場合は地元農業委員と連携して確認していき</p>

		たいと考えております。
丸子委員		9番丸子です。了解しました。
議長		他にありませんか。 無いようですのでお諮りします。 それではお諮りします。議 第137号について、許可することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		全員異議なしと認め、議第137号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。 議第138号農用地利用配分計画案について、上程します。事務局の説明を求めます。 なお、本議案には1番・安達 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により、総会では参与を控えていただきます。それでは事務局の説明を求めます。
事務局		はい。議長。 議案書の8ページをご覧ください。 議第138号 農用地利用配分計画案についてです。 この度は、農地中間管理事業の借受け者変更のため権利移動です。計画内容は、9ページに記載のとおりとなります。 なお、本日の審議内容を市長へ報告後、計画案が農地中間管理機構に送付され、県知事により1月10日に配分計画が公告される予定です。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長		ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 無いようですので、本日出席の推進委員の方からも意見を頂きます。なにかありませんか。 それではお諮りします。議 第138号について、適当であると認めることに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議長		全員異議なしと認め、議第138号農用地利用配分計画案について、適当であるとの意見に決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事務局		はい。議長。

	<p>先に議案書を送付しておりますので、報告事項（１）から（９）まで、案件名と件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>10ページから 報告事項（１）、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、14件を受理しています。</p> <p>19ページから 報告事項（２）、農地法第4条届出書の受理について、1件を受理しています。</p> <p>21ページから 報告事項（３）、農地法第5条届出書の受理について、5件を受理しています。</p> <p>23ページから 報告事項（４）、農地法第5条届出書の受理通知書の返戻について、1件の返戻を受けています。</p> <p>25ページから 報告事項（５）、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、7件を受理しています。</p> <p>27ページから 報告事項（６）、農地改良届出書の受理について、1件を受理しています。</p> <p>29ページから 報告事項（７）、農地改良完了報告書の受理について、2件を受理しています。なお、修正点があったため差替え資料を配付しております。</p> <p>31ページから 報告事項（８）農地法第5条の規定による許可について、5件の許可証を交付しています。</p> <p>34ページから 報告事項（９）農地法第3条の規定による許可の取消しについて、35ページに記載の理由で許可証の返戻を受け1件の許可取り消しを行っています。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p>
議 長	それでは6連絡事項について、事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>はい。議長。次回の定例総会は、令和4年12月13日 火曜日に開催予定です。委員調査について、調査日が12月9日 金曜日の予定です。調査委員は、9番丸子委員 13番梅津委員にお願いしたいと思います。件数が多い場合などは14番小松委員にもお願いする場合がございます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	次に7その他について、事務局からお願いします。

事務局	(1)令和4年度最適化活動の目標の設定等の一部改正について (2)推進委員等の担当地区ごとの最適化目標の設定について (3)令和5年度山形市賃料情報について (4)事務取扱要領の見直しについて 資料に基づき説明する。 事務局からは以上です
議長	他にありませんか。 何もなければ、これで第31回総会を終了します。ご苦勞様でした。 (閉会午後2時31分) 以下空白

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議長

[Redacted Signature]

議事録署名委員

[Redacted Signature]

議事録署名委員

[Redacted Signature]